

## 自動販売機の規格等について

湖東地区斎場の建物内に設置する飲料自動販売機の規格等については、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 規格及び機能

規格の指定はしないが、使用を許可する面積は1.00㎡であることから、回収ボックスを含めて、この面積内に収納できるものとする。

また、環境に配慮した機能（LED照明の使用、照明の自動点灯・消灯・減光機能、部分冷却・加温機能、ピークカット機能等）を搭載した機器を設置するよう努めるものとする。

#### 2 商品の種類及び価格

酒類及び酒類類似品を除く飲料とし、メーカー希望小売価格（税込）以下とする。

#### 3 回収ボックス

自動販売機に併設して回収ボックスを設置すること。

回収ボックスは、プラスチック製又は金属製とし、空き缶等が溢れて周囲に散乱しないよう、十分な収容容積を有するものとした上で、空き缶等は設置者が適切に回収すること。

また、空き缶等と他のごみの混入を防ぐため、空き缶等以外の投入を禁止する旨を表示するほか、他のごみが入りにくい形状又は対策が施されたものであること。

回収した空き缶等は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等の関係法令に基づき、適切に処理すること。

#### 4 管理

機器の設置、管理及び撤去に関する費用は、設置者の負担とする。なお、設置に当たっては、自動販売機の据付基準（JIS規格）等を遵守すること。

機器には、盗難、破損及び偽造通貨等使用の防止対策がなされていること。なお、機器の破損や、商品、売上金及びつり銭の盗難等について、市はその責めを負わない。

設置者は、商品の販売に必要な営業許可を取得するほか、機器のメンテナンス、商品の補充、消費期限の確認、売上金の回収、つり銭の補充等を行うとともに、機器本体に故障時の連絡先を明記し、故障時には即時対応すること。

また、売上状況、機器の管理記録、トラブル対応の記録、その他必要と認める資料等について、市が提出を求めた場合には、真摯に応じること。